

## 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付契約書

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会長〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第5の規定により児童養護施設退所者等に対する自立支援資金（以下、「自立支援資金」という。）の貸付けについて次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し次のとおり訓練促進資金を貸付けるものとする。

貸付額	生活支援費	月	円
	家賃支援費	月	円
	資格取得支援費		円
貸付期間	年	月から	年 月まで

第2条 乙は、貸付契約による貸付期間が満了したとき又は貸付契約を解除されたときは、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業運営要領（以下、「要領」という。）第9の規定により速やかに自立支援資金借用証書兼返還誓約書を提出しなければならない。

第3条 乙又は連帯保証人は、要領第15に該当する事項が生じた場合は、直ちに必要書類を甲に届け出ること。

第4条 乙は、連帯保証人が死亡し、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき又は連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちにその旨を甲に届け出た上で、甲の承認を受けて新たな連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人を変更しようとするときも同様とする。

第5条 甲は、乙が要綱第8の事項に該当する場合のほか、乙が不正に自立支援資金の貸付けを受けたときは、この契約を解除し、当該不正に貸付けを受けた自立支援資金に相当する額を返還させるものとする。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより、既に貸付けを受けた自立支援資金を返還しなければならない。

第6条 甲は、乙が要綱第11のいずれかに該当する時は、自立支援資金の返還に係る債務の履行を猶予する。

第7条 甲は、乙が要綱第9及び第12のいずれかに該当する時は、自立支援資金の返還に係る債務の履行を免除する。

第8条 乙は、要領第13の2の規定により自立支援資金返還計画書を提出したときは、甲の指示するところにより自立支援資金の返還の債務を履行するものとする。

第9条 乙又は連帯保証人は、甲が指定する所定の支払期日までに、指定された返還金（元金及び利子）を納めなければならない。

第10条 返還金の収納年月日は、甲が発行する納付書による納付日とする。

第11条 甲は、乙の申し出のない過入金を乙に意思確認することなく、翌月もしくはそれ以降の返還金に充当できる。

第12条 甲は、乙が正当な理由がなく自立支援資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

第13条 甲は、乙の債務返還について、契約関係のない第三者より返還の申し出があったときは、乙の承認を得た後、その弁済を受け入れることができる。

ただし、次の場合は乙の承認を確認することなくその弁済を受け入れることができる。

①債務者死亡

②債務者行方不明

③甲が、弁済を拒否する特別の理由がないと判断するとき。

第14条 甲と乙との間で訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。

第15条 前各条に定めるもののほか、乙は、要綱及び要領に定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

第16条 この契約、要綱及び要領に定めのない事項並びにこの契約に疑義を生じた事項は、甲の指示により解決するものとする。

第17条 この契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 前橋市新前橋町13番地の12  
社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

会 長 片 野 清 明 ⑩

乙 住所

氏名 ⑩

法定代理人 住所

氏名 ⑩

法定代理人 住所

氏名 ⑩

連帯保証人 住所

氏名 ⑩